

酒類のECサイト送料無料キャンペーン応援事業委託業務仕様書（案）

長野県産業労働部日本酒・ワイン振興室

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が行う県産品ECサイト応援送料無料キャンペーン事業（第2弾）の業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

酒類のECサイト送料無料キャンペーン応援事業

2 業務の目的

ECサイトの送料支援等による信州の地酒の需要喚起及びECサイトへの誘客促進により、コロナ禍や輸送・資材コストの高騰の影響を受けている県内酒類事業者の販売手法のデジタル化促進と営業支援を実施する。加えて、実店舗との連携や各種媒体を活用したプロモーションの展開によって信州の地酒の品質の良さを訴求し、販売促進効果の拡大を図る。

3 委託契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）2月29日（木）まで

4 事業概要

（1）酒類の送料支援業務

○ 「信州の地酒」の送料支援の実施

（2）販売促進支援業務

○ ECサイト開設・運用に関するセミナーの実施

○ 広告及び「信州の地酒」のプロモーションの実施

（3）キャンペーンの運営業務

5 委託業務内容

（1）酒類の送料支援業務

以下条件の下、県内酒類事業者が運営する「信州の地酒」を取扱うECサイトの需要喚起を目的としたキャンペーンの運営業務を行うこと。内容の詳細については企画提案内容を基に委託者と協議し、調整して実施すること。

ア 期間 令和5年12月までの10ヶ月程度のキャンペーン期間を設けること

イ 内容 キャンペーン参加事業者が登録商品を、ECサイトにおいて消費者に送料相当額を負担させることなく販売を実施できるようにすること

ウ 参加事業者 長野県内に本社又は主たる事業所を有した酒造、酒販事業者であって、ECサイトでの販売を行う事業者。140者程度を想定

エ 対象商品 県産の日本酒、ワイン、焼酎、シードル

オ その他条件 長野県産品紹介サイト「オールNAGANOモール」への事業者及び対象商品登録
※オールNAGANOモールへの事業者及び対象商品登録条件並びに本キャンペーン対象用品

については、別紙参照

(2) 販売促進支援業務

ア ECサイト開設・運用に関するセミナーの実施（4会場×3回程度を想定）

独自のECサイトなどを運営している参加事業者だけでなく、新たにECサイトの開設を目指す参加事業者に対して、効果的なECサイトの運用等に関するセミナーを実施すること。

- ① 販売促進を目指すECサイト活用に関すること
- ② 初心者などにも分かるECサイトの開設と運用に関すること
- ③ ECサイトなどデジタル化による誘客促進に関すること
- ④ その他、ECサイトによる酒類の販路開拓に関すること

イ 広告及び「信州の地酒」のプロモーションの実施

消費者がキャンペーンを契機に購買意欲が引き立てられるプロモーションを実施すること。

- ① 大都市圏における「信州の地酒」のファン定着のための発信
- ② TVなど、より多くより広い層にリーチできるマス媒体の活用による発信
- ③ キャンペーン対象商品やEC利用者との親和性の高いウェブ・SNS媒体の利用
- ④ オールNAGANOモールサイトにおける当キャンペーンのロゴデザインの作成及び県のプレスリリース等に使用できるロゴデザインの作成

(3) キャンペーンの実務

以下の業務を行うための人員配置と環境整備を行い、キャンペーン運営事務局を開設すること。

ア 事業告知及び参加申請受付

- ① 募集要項の作成
- ② 県内メディア等による告知
- ③ 各種申請受付及び申請者からの問合せ対応体制環境の整備等

イ キャンペーンの実務

- ① オールNAGANOモールへの事業者及び商品の登録審査
- ② 参加事業者ECサイトの巡回調査
- ③ 消費者からのクレーム及び問い合わせ対応

ウ 参加事業者の進捗管理

- ① 2か月に1回以上の頻度での進捗状況の報告
- ② 全参加事業者を対象とした、事業の効果測定のためのアンケート収集と取りまとめ
- ③ 新規にECサイトを開設する参加事業者の販売状況に応じた送料支援の管理

(4) スケジュール

以下を目安とする。なお、詳細日程は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

3月中旬～5月末 参加事業者募集登録

4月～12月末 送料無料キャンペーン

1月～2月末 精算、完了報告まとめ等

6 成果品

(1) 業務完了報告書

受託者は、本事業完了後、委託者が指定する日までに、以下の内容を記載した業務完了報告書（紙媒体およびWord、Excel等の電子データ）を提出すること

ア 経費の明細

事務員等の人件費、広告費など、事業の実施のための必要経費全般が記されたもの

イ 売上実績の明細

キャンペーン参加事業者からの実績報告に基づく売上額

ウ 広告及びプロモーションの実績

広告及びプロモーションが実施されたことが証明できるもの（制作物や実績書類）及び制作物に関する全素材データ（写真・イラスト・動画データ・印刷用入稿データ等）

(2) 権利の帰属

ア 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。

イ 本事業成果物等に関係する権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。

また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りではないが、留保される権利について、委託者に無制限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

7 その他

(1) 受託者において、本委託業務専用の銀行口座（以下「専用口座」表記）を開設し、他の業務の会計と明確に区別すること。なお、専用口座の出納状況及び残高は適宜報告が可能な状況にしておくこと。

(2) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。

(3) 受託者は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。

(4) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。

(5) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項について、委託者の指示に従わなければならない。

(6) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。

(別紙)

オール NAGANO モールへの事業者及び対象商品登録条件について

1 サイト登録事業者について

オール NAGANO モールへ登録することができる事業者は、原則として、長野県内に本社又は主たる事業所を有する事業者とします。

うち、本キャンペーン対象事業者については次のとおりとします。

原則として、長野県内に本社又は主たる事業所を有する酒造・酒販事業者

2 サイト登録商品について

(1) 農林水産物

長野県内で生産、収穫されたものであること。

(2) 農林水産物以外の加工食品、工芸品等

- ① 商品の主要な原材料が長野県産であって、商品の製造または加工の最終段階が県内事業者によって行われている商品であること。
- ② 商品の主要な原材料が長野県産であって、県外の事業者により製造または加工された商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われていること。
- ③ 商品の主要な原材料が県外産であっても、その製造または加工の最終段階を県内事業者が行っているか、その販売を県内事業者が行っていること。
- ④ その他、長野県との関係性があり、県のブランド発信に資する等、県が適切と認めた商品。

うち、本キャンペーン対象商品については次のとおりとします。

ア 長野県産の日本酒、ワイン、焼酎、シードル

イ アの酒類とのセット販売

主体がアの酒類であって、次の県産品及び県産酒のいずれかを添えた商品であること

- a 地域特産の食品・飲料、工芸品
- b ア以外の県産酒
- c その他、県が適切と認めた商品

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律にて定められている医薬品・医薬部外品・化粧品取扱いは対象外とします。